

令和 7 年度各 PCB 処理事業の取組状況

1. 概 況

JESCO の全 5 事業のうち、北九州、豊田、大阪 PCB 処理事業の 3 事業については、令和 5 年度末をもって全ての処理を終了した。令和 6 年 8 月には、国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画が変更され、北九州・大阪・豊田事業エリア内で保管されている高濃度 PCB 廃棄物について、北海道 PCB 処理事業所において受入れ、処理を行うこととなった。東京及び北海道事業エリアにおいては、新たなポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に基づき、事業終了準備期間を活用した処理を継続した。東京・北海道の 2 事業所においても、令和 7 年度末までに登録された廃棄物のすべての処理を終え、事業を終了させた。

これにより全国の処理量の累計は、変圧器類 16,063 台、コンデンサー類 380,242 台、PCB 油 2,454 t、安定器等・汚染物 21,453 t となった（高濃度 PCB 廃棄物の処理全体については、資料 3－2 に詳述）。

令和 7 年度中に事業を完了させるため、総ざらいの進捗管理を図り、登録・中小・契約・処理手続難航者・収集運搬毎に締切りを設け、これら締切りを行政や保管事業者へ周知徹底した。

当該スケジュールは、令和 7 年 4 月 1 日に行った Web サイトへの掲載に合わせ、東日本、西日本に分け都道府県・政令市に対しメールによる周知を行った。

期限内処理が円滑に達成されるよう搬入調整の支援を行い、また、収集運搬と搬入にあたってのトラブルの未然防止に向け、北海道 PCB 処理事業所の受入規準の遵守を徹底させた。

西日本からの広域収集運搬においては、効率的な合積みが行われるよう、県別に収運契約の実績把握の調査を行い、実態を行政や保管者へ周知し、保管者の費用負担の軽減に努めた。

以下に各 PCB 処理事業の取組状況を示すが、処理施設の解体撤去に関する取組状況については、資料 1－1 として取りまとめているので、こちらを参照されたい。

（1）東京 PCB 処理事業

令和 7 年度は事業終了準備期間の最終年度の操業を行い、無事処理を完了した。変圧器、コンデンサーの契約締結期限は令和 7 年 10 月 31 日（金）として、搬入期限は令和 7 年 12 月 26 日とした。これら締め切りとスケジュールの進捗管理を徹底して事業所が設定する重点搬入期間に搬入し、処理を実施し、令和 7 年度は、変圧器類 2 台、コンデンサー類 94 台の処理を行った。

また、最終年度の操業と並行して、不要設備の解体撤去を実施し、安定器等処理設備、コンデンサー解体設備及び鉄心コイル破碎・分別設備の解体撤去を進めている。

(2) 北海道 PCB 処理事業

令和 7 年度は事業終了準備期間の最終年度の操業を行い、西日本エリアから受け入れた PCB 廃棄物を含めて無事処理を完了した。変圧器・コンデンサー、安定器等・汚染物の契約締結期限は令和 7 年 10 月 31 日（金）（ただし、西日本エリア分は令和 7 年 9 月 30 日（火））として、搬入期限は令和 7 年 12 月 26 日とした。これら締め切りとスケジュールの進捗管理を徹底し、搬入量見合いでの処理を実施し、令和 7 年度は、変圧器類 13 台（うち西日本エリア分 6 台）、コンデンサー類 722 台（うち西日本エリア分 573 台）の処理を行った。

安定器等・汚染物については、令和 7 年度は北海道事業エリア分 28t、東京事業エリア分 130t、西日本エリア分 65 t の計 223t の処理を行った。

また、最終年度の操業と並行して、先行工事として当初施設のコンデンサー解体設備の解体撤去に着手し、これを進めている。

(3) 北九州 PCB 処理事業所

1 期施設は平成 31 年 3 月に処理を終了し、先行工事、プラント設備の解体撤去は完了し、現在は建築物の解体撤去を進めている。

また、2 期施設は令和 6 年 3 月に処理を終了し、先行工事は完了し、現在は事前作業、プラント設備の解体撤去を進めている。

(4) 豊田 PCB 処理事業所

令和 6 年 3 月に処理を終了し、現在は先行工事、プラント設備の解体撤去を進めている。

(5) 大阪 PCB 処理事業所

令和 6 年 3 月に処理を終了し、先行工事は完了し、現在はプラント設備の解体撤去を進めている。

なお、表 1、表 2 では、令和 7 年度中に処理を行っていた東京、北海道事業について、廃棄物の種類ごとの令和 7 年度の月別処理実績を示すとともに、図 1、図 2 においてそれを棒グラフで示した

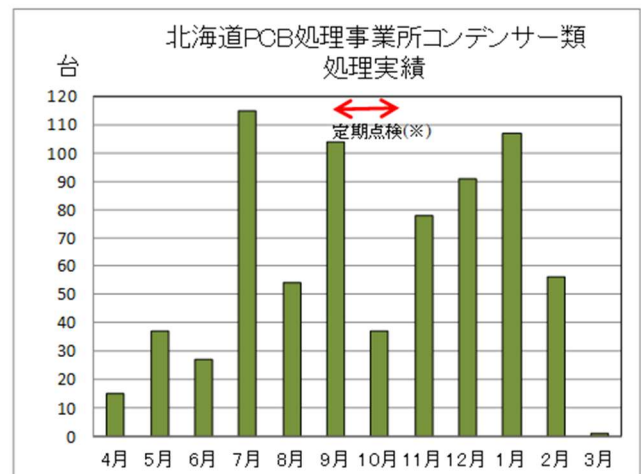
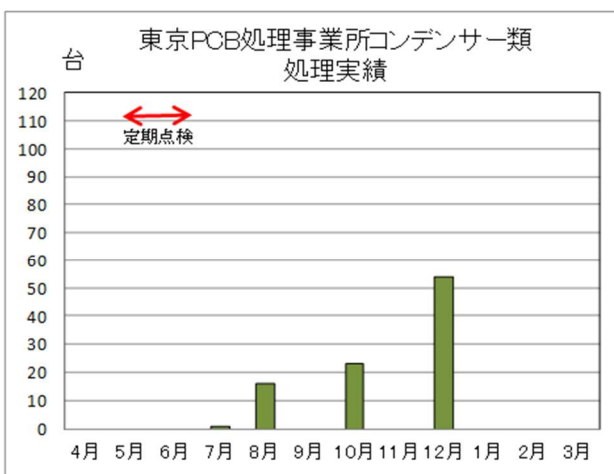
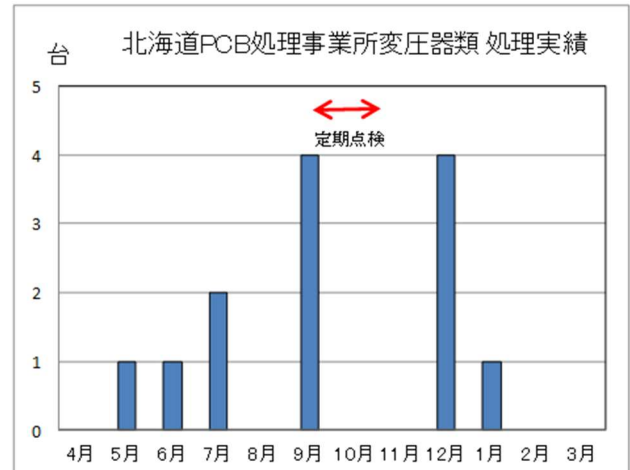
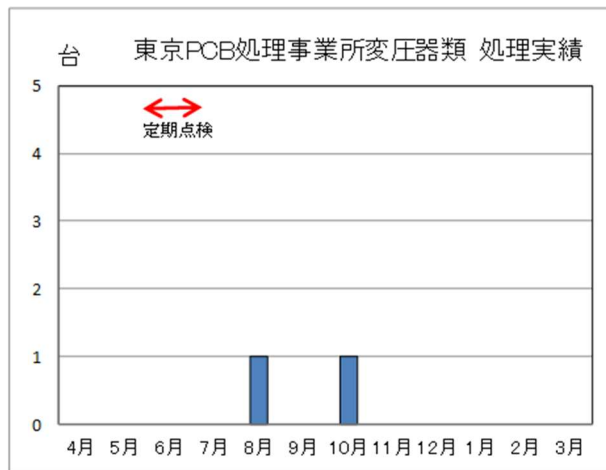
表 1 東京、北海道処理事業の令和 7 年度月別処理実績
(変圧器・コンデンサー等)

事業	廃棄物の種類	単位	月別												合 計
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
東京	変圧器類	台	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
	コンデンサー類	台	0	0	0	1	16	0	23	0	54	0	0	0	94
	PCB油類														
	PCB油	本	0	0	0	0	3	2	5	0	1	0	0	0	11
		t	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	保管容器のみ	本	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
北海道	PCB分解量	t	0.0	0.0	0.0	1.0	0.6	0.6	0.5	0.4	0.6	0.7	0.3	0.2	5.0
	変圧器類	台	0	1	1	2	0	4	0	0	4	1	0	0	13
	コンデンサー類	台	15	37	27	115	54	104	37	78	91	107	56	1	722
	PCB油類														
	PCB油	本	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		t	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
合計	保管容器のみ	本	0	1	2	31	54	5	5	5	8	8	1	0	120
	PCB分解量	t	1.1	0.0	1.9	1.6	1.7	0.3	0.6	1.3	1.0	1.0	0.7	0.6	11.8
	変圧器類	台	0	1	1	2	1	4	1	0	4	1	0	0	15
	コンデンサー類	台	15	37	27	116	70	104	60	78	145	107	56	1	816
	PCB油類														
	PCB油	本	0	0	0	3	3	2	5	0	1	0	0	0	14
合計		t	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
	保管容器のみ	本	0	1	2	31	54	5	6	5	9	8	1	0	122
	PCB分解量	t	1.1	0.0	1.9	2.6	2.2	0.9	1.1	1.8	1.6	1.7	1.0	0.8	16.7

表 2 北海道処理事業の令和 7 年度月別処理実績
(安定器等・汚染物)

事業	廃棄物の種類	単位	月別												合 計
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
北海道	安定器・汚染物	t	13.0	26.9	31.1	30.1	20.1	0.0	23.5	0.0	9.8	64.4	4.2	0.0	223.0
	安定器	個(千)	2	7	10	10	6	0	8	0	3	20	1	0	67
		容器無	t	5.9	20.7	27.3	26.6	17.4	0.0	21.4	0.0	7.8	56.1	3.8	186.9
		容器有	t	6.4	22.5	29.6	29.0	18.9	0.0	23.2	0.0	8.4	61.0	4.2	203.2
	その他汚染物	t	6.6	4.5	1.5	1.1	1.2	0.0	0.2	0.0	1.4	3.4	0.0	0.0	19.9

- ・処理実績は、中間処理完了時点（マニフェスト単位）のもの。また、試運転物を含む。
- ・安定器の個数は、容器無重量（容器有重量に 0.92 を乗じたもの）から安定器 1 台当たりの平均重量（2.8kg/個）を除いて算出。



(※)9/15から10/17までで、その前後は処理を実施。

図1 東京、北海道処理事業の令和7年度月別処理実績
(変圧器・コンデンサー)

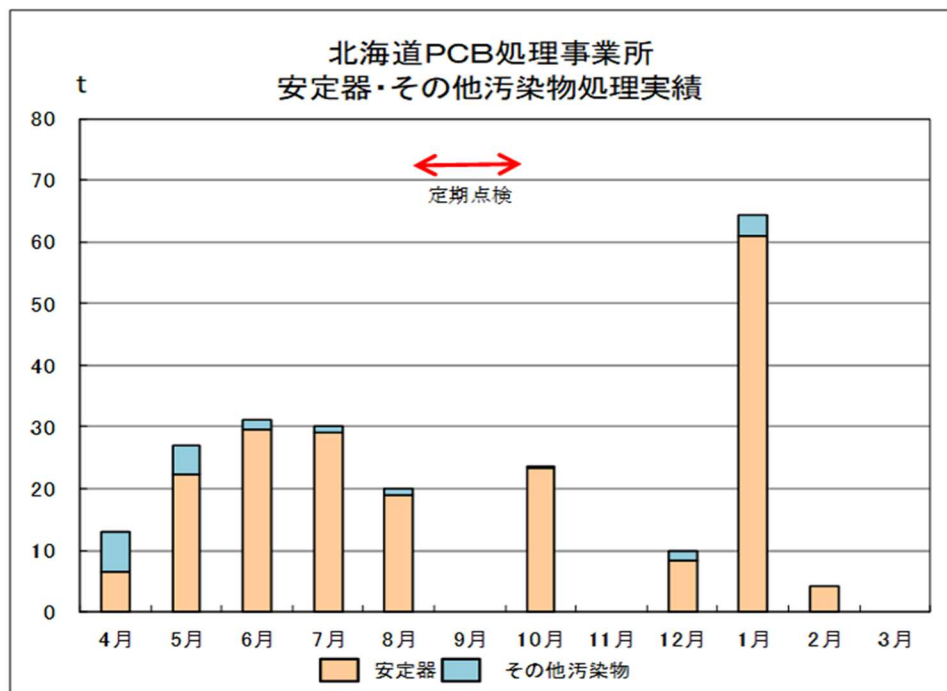


図2 北海道処理事業の令和7年度月別処理実績
(安定器等・汚染物)

2. 周辺環境の保全への対応

各PCB処理事業所では、それぞれの立地状況や解体撤去工事の進捗状況等に応じた環境モニタリング計画を定め、これに従い排出源及び周辺環境のモニタリングを行っている。一部の測定項目についてはオンラインモニタリングも実施しながら、常に管理目標値を超えないように監視している。令和7年度のモニタリング結果は表3のとおりである。（詳細は別紙1及び別紙2参照）

表3 各PCB処理事業所における排出源及び周辺環境のモニタリング結果
【令和7年度】

	要素	項目	北九州			豊田		東京		大阪		北海道		
			測定回数/年		結果	測定回数/年	結果	測定回数/年	結果	測定回数/年	結果	測定回数/年		結果
			1期	2期								当初	増設	
排出源	排気	PCB	4	3	○	4	○	12(月1)	○	2	○	4	4	○
		ダイオキシン類	3	3(※1)	○	4	○	4(※2)	○	2	○	4	4	○
		ベンゼン	-	3	○	4	○	-	-	2	○	4	-	○
		SOx	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	4	○
		NOx	-	-	-	-	-	-	-	1	○	2	4	○
		HCl	-	-	-	-	-	-	-	2	○	-	4	○
		ばいじん	-	-	-	-	-	-	-	1	○	2	4	○
		イソプロピルアルコール	-	-	-	-	-	4(※2)	○	-	-	-	-	-
		水銀	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	○
	排水	PCB	2(下水排水渠)		○	4	○	12(月1)	○	1	○	-	-	-
		ダイオキシン類	-	-	-	4	○	4(※2)	○	1	○	-	-	-
		COD	-	-	-	4	○	-	-	-	-	2	2	○
		全窒素	-	-	-	最終放流 口4 浄化槽出 口2	○	12(月1)	○	-	-	2	2	○
		n-ヘキサン抽出物質	-	-	-		○		○	-	-	2	2	○
		全燐	-	-	-		○		○	-	-	2	2	○
		pH	-	-	-		○		○	-	-	2	2	○
		SS	-	-	-		○		○	-	-	2	2	○
		BOD	-	-	-		○		○	-	-	2	2	○
		その他の項目	-	-	-	-	-	2	○	-	-	-	-	-
	雨水	PCB	1(敷地出口雨水)		○	-	-	4(※2)	○	1	○	-	-	-
		ダイオキシン類			○	-	-	4(※2)	○	1	○	-	-	-
	悪臭	アセトアルデヒド	1(敷地境界)		○	1	○	-	-	1	○	1 (当初、敷地境界)		○
		トルエン			○	1	○	-	-	1	○			○
		キシレン			○	1	○	-	-	-	-			○
		プロピオン酸			-	-	-	-	-	-	-			○
		ノルマル酪酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		臭気指数	-	-	-	-	-	-	-	1	○	-	-	-
		許容臭気排出強度	-	-	-	-	-	-	-	1	○	-	-	-
	騒音	騒音	1(敷地境界)		○	1	○	-	-	1	○	1(敷地境界)		○
	振動	振動	-	-	-	1	○	-	-	1	○	1(敷地境界)		○
周辺環境	大気	PCB	4(敷地南西端)		○	4	○	4(※2)	○	4	○	4 (敷地境界、PCB処理情報センター)		○
		ダイオキシン類			○	4	○	4(※2)	○	4	○			○
		ベンゼン			○	4	○	-	-	4	○			○
	水質	PCB	4(雨水洞海湾出口 沖)		○	-	-	-	-	-	-	6 (雨水幹線排水路合流前)		○
		ダイオキシン類			○	-	-	-	-	-	-			○
	地下水	PCB	1(雨水敷地出口 付近)		○	2	○	-	-	-	-	-	-	-
		ダイオキシン類			○	2	○	-	-	-	-	-	-	-
	土壌	PCB	1(雨水敷地出口 付近)		○	1	○	-	-	-	-	-	-	-
		ダイオキシン類			○	1	○	-	-	-	-	-	-	-
	底質	PCB	1(雨水洞海湾出口 沖)		○	-	-	-	-	-	-	1(雨水幹線排水路・上流、下流)		○
		ダイオキシン類			○	-	-	-	-	-	-			○
	生物	PCB	1(雨水洞海湾出口 付近)		○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		ダイオキシン類			○	-	-	-	-	-	-	-	-	-

○：自主管理目標値等の範囲内 -：測定対象外

※1：モニタリング計画上年2回であるが、VTR設備停止前に測定を入れたことから年3回測定としている。

※2：「東京PCB処理事業所 PCB処理施設の解体撤去における排出源モニタリング及び周辺環境モニタリングに関する基本的対応(2023年10月30日)」に基づく頻度。工事期間に応じて、実施回数を設定する。「3ヵ月以内：1回」、「4～6ヵ月以内：2回」、「7～9ヵ月以内：3回」、「10～12ヵ月以内：4回」

3. 作業者の安全衛生に関する対応

PCB廃棄物処理施設では、以下の作業安全衛生対策を行っている。

- ・作業環境管理のための設備側の対策として、局所排気等の換気システムの設置や作業環境モニタリングの実施等
- ・作業管理として、管理区域レベルやその作業に応じた保護具の着用、作業時間の制限等の実施
- ・作業従事者の健康管理として、労働安全衛生法に基づく特殊健康診断の実施、定期的な血中PCB及びダイオキシン類濃度の測定・管理

(1) 各 PCB 処理事業の作業環境管理の状況

各事業所における令和6年度下期、令和7年度上期の作業環境の状況を表4に示す。各事業所において、特定化学物質障害予防規則（特化則）に基づく法定測定等を実施し、作業環境濃度の把握に努め、濃度が高いエリアについては作業環境改善のための対策を講じることとしている。

表4 各PCB処理事業所における作業環境の状況

【上段：令和6年度下期、下段：令和7年度上期】

	項目	管理値 ¹	北九州 ² 2期施設	豊田	東京	大阪	北海道	
							当初施設	増設施設
作業環境	PCB (法定)	0.01 mg/m ³ (管理値)	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○
	DXN類	2.5 pg- TEQ/m ³ (管理値)	○	コンデンサ解体 エリア等(第3管 理区分)で超過 22~67pg-TEQ/m ³	○	大型解体室(第3 管理区分)で超過 6.6~7pg-TEQ/m ³	コンデンサ蓋切 断装置等で超過 16~23pg-TEQ/m ³	○
			○	入域時間(15分/ 日以内、75分/週 以内)で管理	○	入域時間(4時間/ 日、月平均3時間/ 日以内)で管理	作業時間(10時 間/週)の設定	○

注 ○：管理目標値未満である項目

(2) 各 PCB 処理事業の作業管理の状況

各事業所において特に濃度の高いエリアは、作業者が常時入室して作業するエリアではないが、これらのエリアに作業者が入室する際には、入室時間の制限や保護具類の装着を強化すること等により、作業者のPCBの曝露防止を図っている。

¹ 管理値と許容値については下記のとおり。

管理濃度・管理値…労働安全衛生法第65条の2第2項に基づく「作業環境評価基準」(昭和63年労働省告示第79号)において示されている「管理濃度」。ダイオキシン類については「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(平成13年厚生労働省基安発第20号)において示されている管理すべき濃度基準。

許容濃度・許容値…日本産業衛生学会が「労働者が1日8時間、週間40時間程度、肉体的に激しくない労働強度で有害物質に曝露される場合に、当該有害物質の平均曝露濃度がこの数値以下であれば、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響が見られないと判断される濃度である」として勧告している作業環境濃度。

² 北九州1期施設における作業環境濃度測定は、令和3年度上期で終了している。

(3) 各 PCB 処理事業の健康管理の状況

作業従事者の血中 PCB 濃度の状況について、操業開始時点からの推移を図 3 に示す。令和 2 年度以降、日本産業衛生学会が定めた生物学的許容値 (25ng/g-血液) 超過者はいない。作業安全衛生部会の指導・助言のもと、継続的な作業環境改善対策の実施、作業管理の徹底 (保護具管理と着用の徹底、一部管理区域内での作業時間管理の徹底等) や作業従事者の配置換え等に取り組み、曝露量の低減を図り、平成 20 年度以降、上 95% 値は低下傾向となっている。さらに、血中 PCB 濃度が比較的高い作業従事者については、保護具の着用状況の個別確認・指導や曝露の少ない作業への配置換え等を行うとともに、専門家による診察を受ける等のフォローアップを行い、改善を図っている。これらの措置により、血中 PCB 濃度は低下または横ばいで推移している。

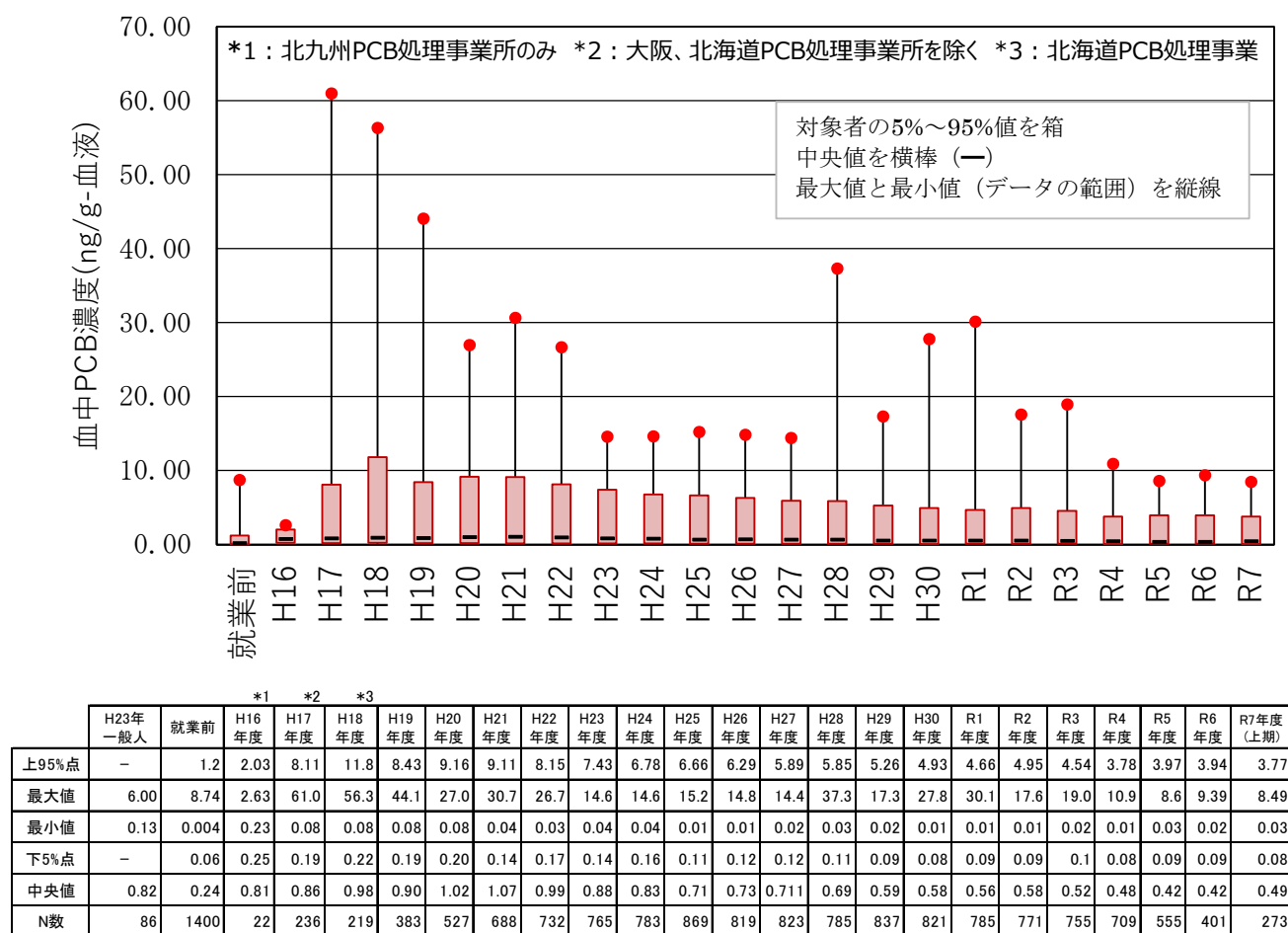


図 3 血中PCB濃度の推移 (5~95%箱ひげ図)

(4) 労働災害の状況

JESCO の全事業所の運転会社における休業災害 (休業 1 日以上) の労働災害は平成 18 年度～令和 2 年度の 16 年間で計 16 件発生し、休業日数は延べ 528 日で、死亡災害は発生していない。

令和 3 年度から令和 6 年度に休業災害の発生はないが、大阪事業所で令和 6 年度に不休業災害が 1 件、東京事業所で令和 4 年度、5 年度に不休業災害が 1 件ずつ、北海道事業所で令和 5 年度に微傷災害が 2 件、令和 6 年度に不休業災害が 1 件発生している。

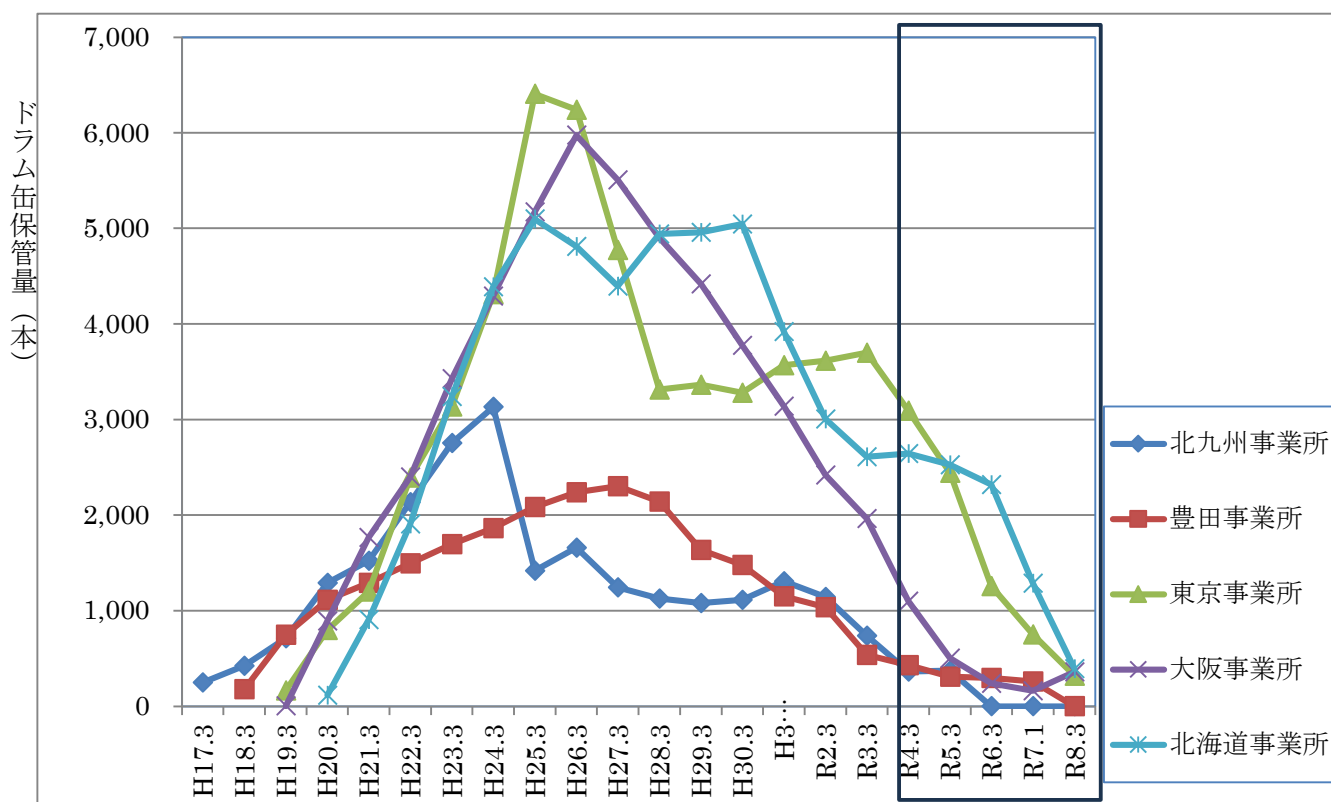
4. 運転廃棄物等の処理に関する対応

JESCO 各 PCB 処理事業所では、PCB 処理に伴い発生する廃活性炭・防護具類や、機器・配管等の内部洗浄に使用したアルカリ廃液、変圧器・コンデンサーの内部構成部材である紙・木等の含浸物、廃安定器残部材等の低濃度運転廃棄物等について、発生事業所での所内処理、無害化処理認定施設等を活用した処理を進めたことや、高濃度運転廃棄物については事業所内処理や事業所間移動による処理を実施したことで、運転廃棄物等の処理を着実に進捗させた。

(1) 運転廃棄物等の保管状況

運転廃棄物等の保管状況は、令和 8 年 3 月末現在でドラム缶約 1 千百本（令和 7 年 1 月末は約 2 千 4 百本）となっており、所内処理、平成 26 年度より開始した無害化処理認定施設等への払出し、平成 27 年度より開始した事業所間移動により、図 4 のとおり減少している状況にある。北九州事業所においては、令和 5 年度末以降、豊田事業所においては、令和 6 年度末より保管数量はゼロとなっている。

令和 3 年度末からの高濃度・低濃度別の運転廃棄物等の保管本数の推移については、図 5 のとおりである。



※北九州事業所は 27 L ペール缶数量を含み、ドラム缶との容量比=27 L/200 L で換算。

図 4 各事業所の運転廃棄物等の保管量の推移

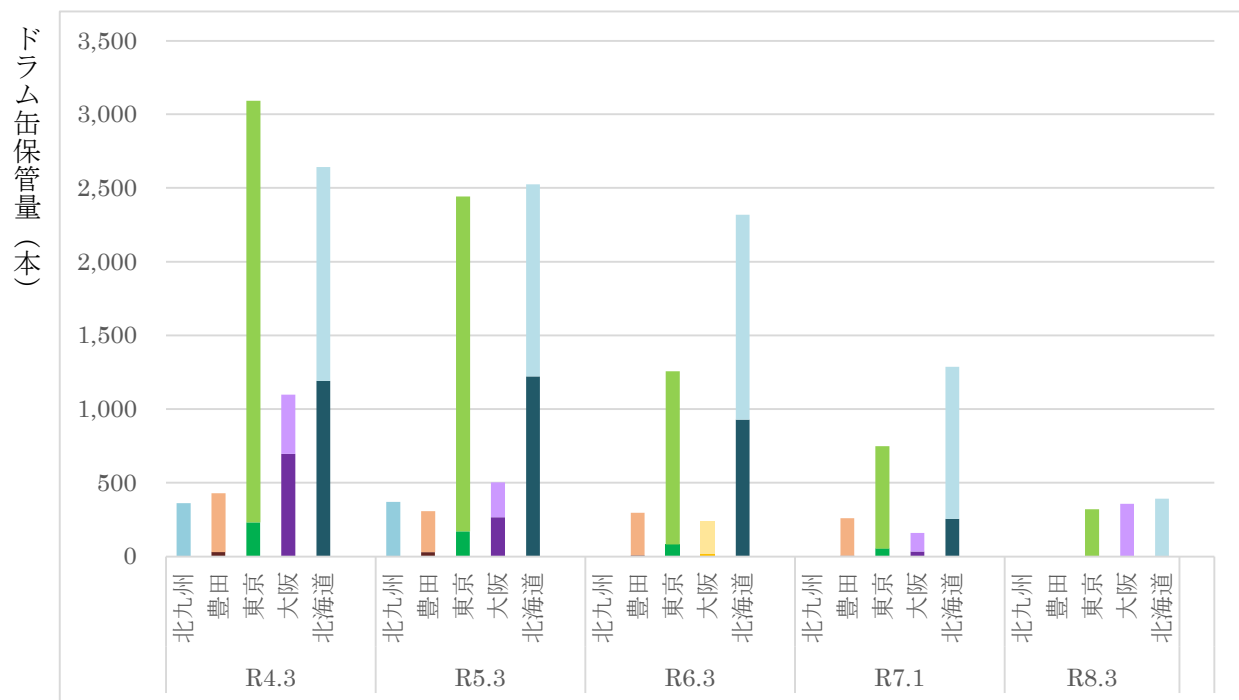


図5 高濃度・低濃度別の運転廃棄物等に関する保管量の過去5年間推移
(令和3年度末～)

(2) 無害化処理認定施設等への払出し状況

令和7年度に操業していた東京及び北海道事業所における低濃度運転廃棄物の無害化処理認定施設等への払出し状況については、表5のとおりである。

表5 操業に伴う無害化処理認定施設等への低濃度物の払出し状況
(H24年度～R6年度迄及びR7年度末)

(ドラム缶換算本数※)

年度 品目	東京		北海道		計(本)
	-R6年度	R7年度	-R6年度	R7年度	
防護具類	8,676	0	1,816	-	10,492
含浸物	22,795	0	2,220	-	25,015
廃活性炭	12,136	123	3,040	474	15,773
アルカリ廃液	-	-	-	-	0
スクラパー油	-	-	-	-	0
低沸油	-	-	-	-	0
廃油	-	-	0	0	0
タール・ 木酢液	-	-	-	-	0
廃TCB	-	-	-	-	0
ドライクリーニング 廃溶剤	-	-	-	-	0
廃安定器 残部材	-	-	229	-	229
廃安定器 分離	-	-	1,427	-	1,427
廃油入り 汚泥	-	-	-	-	0
洗浄廃水	-	-	-	-	0
金属及び廃プラ その他	1,637	690	-	-	2,327
廃アルカリ 汚泥	53	-	-	-	53
リンから発生する 廃アルカリ	2,037	-	-	-	2,037
廃アルカリを 中和した汚泥	86	41	-	-	127
廃酸・廃液	0	-	-	-	0
金属くず	103	0	-	-	103
コンクリートくず	118	-	-	-	118
炭化物・ 金属くず	-	-	-	-	0
計(本)	47,641	854	8,732	474	57,701
	48,495		9,206		

※一部 40L 感染性廃棄物容器の荷姿での払出本数をドラム缶本数に換算

（３）運転廃棄物（高濃度）の処理

高濃度運転廃棄物の処理は、事業所内処理に加え、事業所間移動による処理を通じて JESCO 全体で進めてきた。このうち、事業所間移動による処理は令和 5 年度末で終了し、総本数は 6,023 本（ドラム缶本数）、総重量は 512,414 kg であった。

また、事業所内処理についても東京と北海道事業所で処理を継続してきたが、令和 7 年度末で処理を終了している。

JESCO 事業所における令和 7 年度末時点での高濃度運転廃棄物保管量はゼロとなり、すべての処理を完了した。

（４）今後の対応

3 事業所に残るドラム缶約 1 千本の低濃度運転廃棄物等について、無害化処理認定施設等を活用し、適宜、処理を進めていく。

5. トラブルへの対応等

(1) トラブルの発生状況

○令和7年度のトラブル

令和7年度のトラブル発生件数は1件と令和6年度の10件から大幅に減少した。表6にはトラブルの件名等を示した。また、別紙3に発生・対策の状況、事業部会及び監視委員会の報告状況及び技術的課題、別紙4に各事業所での水平展開の状況を示した。

表6 令和7年度に発生したトラブル

種別	事業所	件名	発生 年月日	操業/ 解体
緊急異常事態	北海道	事業所から払い出した有価物(金属類)に低濃度 PCB 含有 (270mg/kg) 油が混在	R7 4/22	解体

※ トラブルの概要、対応等の詳細は別紙3及び別紙4を参照。

※ 北海道トラブル事象の詳細は別紙3説明用を参照。

○連絡・公表ルール

トラブルについては、事業開始当初から個々のケースに応じて、地元自治体や環境省、各事業部会、監視委員会等へ報告等してきたところであり、平成22年度には、その経験等を整理、体系化して全社的な連絡・公表ルールを整備し、平成23年度に事業検討委員会に報告の上、現在も運用を継続している。

また、解体撤去フェーズへ事業が移行するにつれて、トラブルの発生原因や内容が変化してくるため、連絡・公表基準も業務に応じた内容に変更していく必要があることから、令和6年度に改定している。

○これまでのトラブル件数とPCB廃棄物処理台数の推移

図6に北九州事業の開始以来のトラブル発生件数と変圧器及びコンデンサーの処理台数を示す。トラブル件数は平成22年度がピークとなっている。一方、変圧器及びコンデンサーを合わせた処理台数では平成25年に最盛期を迎えており、この状況に到達する前の初期段階で多くのトラブルに対する対応は完了していることを示している。その後、処理量はゆっくりと減少しているが、トラブル件数は急減しており、それまでの経験を活かしたトラブル対処の取組が進んできたことが確認できる。また、解体撤去関係のトラブル件数は、令和3年度が1件、令和6年度が5件、令和7年度が1件となっている。

事故・トラブルが発生した際は、事業部会での指導助言等や監視委員会でご意見を頂きながら、再発防止策の検討等を実施している。

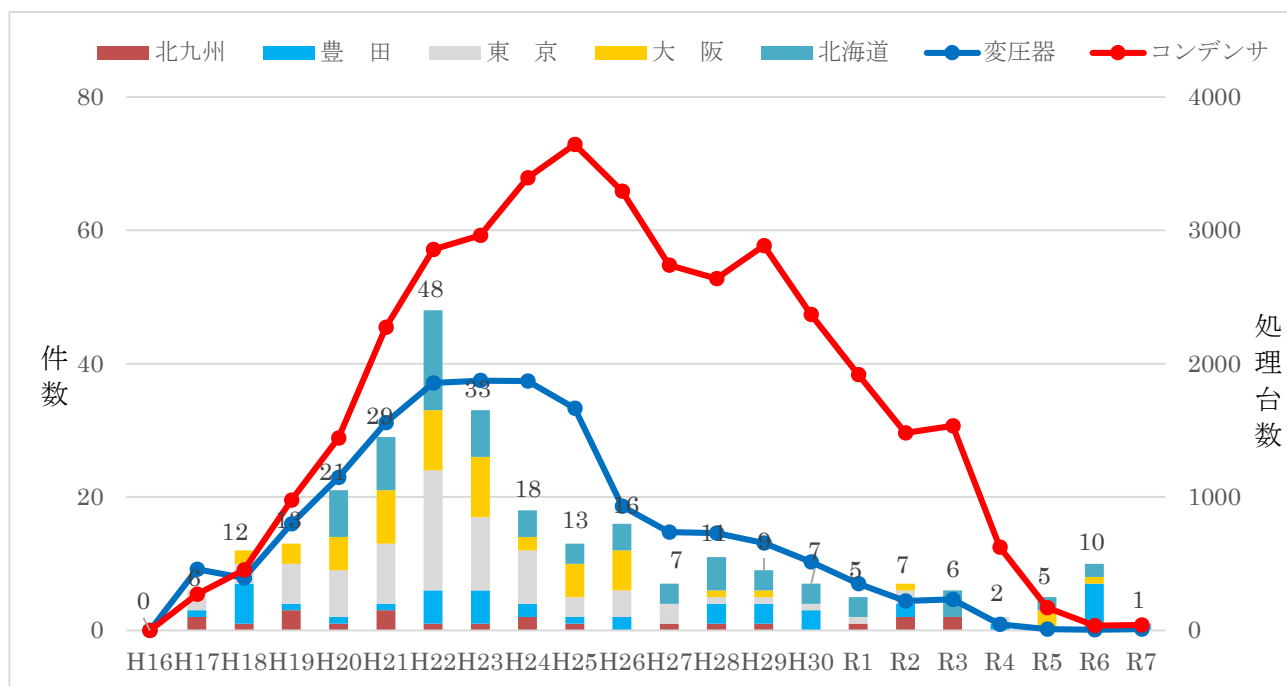


図6 JESCO 事業の開始以来のトラブル発生件数と処理台数の推移

※平成16年度は、北九州事業所のみ12月から操業、トラブルは0件

※解体撤去関係のトラブル件数は、R3が1件、R4・R5が0件、R6が5件、R7が1件

○トラブル対策チームの設置と取組

平成22年度をピークにトラブルが減少傾向にあったが、令和2年8月に北九州事業所で天井材の一部が落下するという過去のトラブルと類似した事案が発生した。類似トラブルの発生は過去の反省を生かしていないと判断され、令和2年9月、トラブルに関する幅広い知見を持つ外部有識者を交えた「トラブル対策チーム」を本社に設置した。

同チームは各事業所でトラブルが生じた場合、その原因究明や再発防止対策の検討に参画するほか、定例会議を開催し、JESCO以外で起きたトラブルの知見など類似の事例を含め各事業所への水平展開を行うなど、トラブルの未然防止を推進している。

令和7年度は、定例会議において前年度に発生したトラブルを含め、再発防止対策の検証などの深堀を実施した。また、各事業所に専門家及びチーム員が赴き、安全パトロールを実施するとともに安全対策に対する意見交換などを行った。さらに、全社環境安全セミナーに専門家が参加して工事発注者の安全対策等を説明した。

今後も解体撤去工事が進み、非定常作業の増加及び新たな業者の入構などが見込まれるため、トラブル対策チームによる情報収集や関係者間の情報共有などを進め、トラブルの発生防止に努めていく。

(2) 操業に係るヒヤリハットに関する取組

事故やトラブル等は、作業員による機器の誤操作や誤認、不注意などの様々な要因が積み重なって顕在化するため、これらをひとつでも回避できれば未然に防止できるとの考え方から、各 PCB 処理事業所においてヒヤリハット活動を実施している。

各運転会社から収集した『操業時におけるヒヤリハット等の報告件数』は平成 22 年度をピークに減少傾向にあり、前頁の事故・トラブル発生件数と同じ傾向を示している（図 7 参照）。ヒヤリハット活動を通じた作業員の意識向上や作業環境の改善なども事故・トラブル等の削減要因となったと推測される。

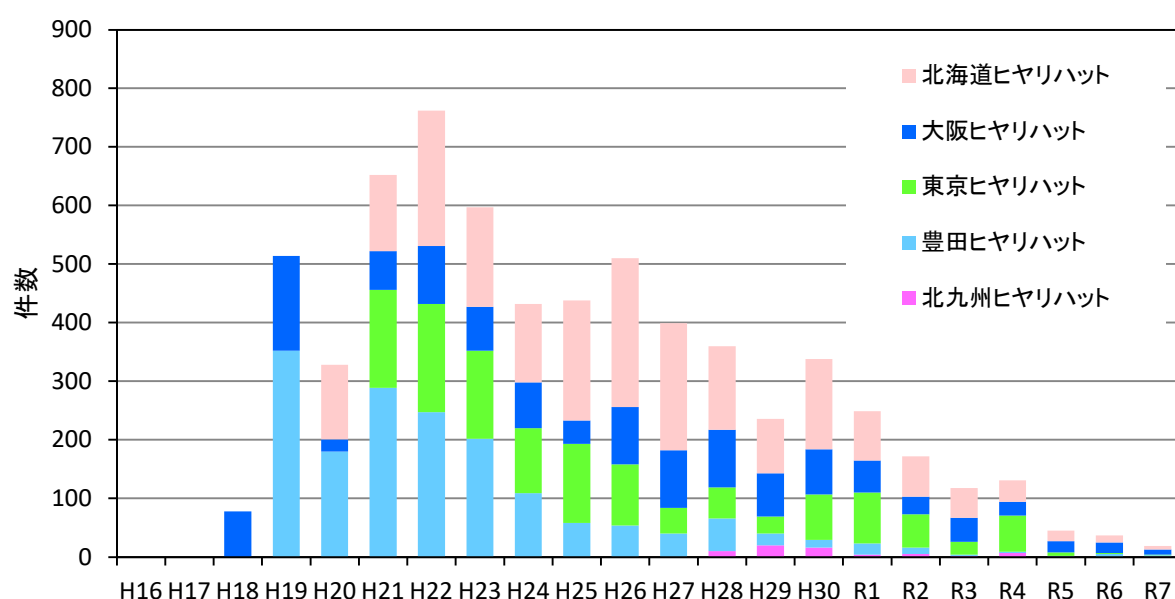


図7 ヒヤリハット報告提案件数の推移（運転会社）

各事業所では、ヒヤリハットの報告や提案に基づき設備・作業等の改善状況のフォローアップを行っており、ヒヤリハットの評価にリスクアセスメントの考え方を取り入れて、ヒヤリハットに至ることが想定される事象を「キガカリ」として共有するなど、ヒヤリハット活動の活性化やこれを通じたリスクの低減・トラブルの防止に取り組んでいる。また、機器の劣化や誤作動などを不具合情報として共有している。

さらに、ヒヤリハット情報やトラブル情報のうち、リスクの高いものを「インシデント」に指定し、全事業所で共有する取組を平成 28 年 12 月から開始しており、解体撤去工事の本格化に備え、インシデントに至らない事象についても全事業所で共有できる仕組みを令和 6 年 11 月から開始した。

このように各事業所で発生した環境・安全に関わる諸問題を社内で広く共有することにより、重大な事故やトラブルの未然防止を行うとともに、リスクに対する感受性や安全意識の向上に向けた取組を継続している。

6. 情報公開の実施状況

(1) ホームページによる情報公開

各 PCB 処理事業所の操業状況や解体撤去の進捗状況などをホームページ（下記参照）に掲載し、情報公開に努めている。また、各 PCB 処理事業所の活動状況等を定期的に事業所だよりによりまとめており、発行後、速やかにホームページに掲載している。

トラブル等が発生した場合は、環境安全トラブル連絡・公表ガイドラインの公表方法に従い、ホームページ等で公表している。

北九州処理事業所：<https://www.jesconet.co.jp/facility/kitakyushu/index.html>

豊田処理事業所：<https://www.jesconet.co.jp/facility/toyota/index.html>

東京処理事業所：<https://www.jesconet.co.jp/facility/tokyo/index.html>

大阪処理事業所：<https://www.jesconet.co.jp/facility/osaka/index.html>

北海道処理事業所：<https://www.jesconet.co.jp/facility/hokkaido/index.html>

(2) 施設見学

各 PCB 処理事業所の施設見学者数の推移は、表 7 及び図 8 のとおりである。

表 7 各 PCB 処理事業所の施設見学者数の推移（単位：人）

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
北九州	1,905	2,583	2,165	1,427	1,660	1,557	1,200	835	979	664	1,227	847	839	1,079	611	617	85	145	228	272	51	26	21,002
豊 田		955	808	814	715	472	362	374	391	297	217	390	267	201	169	139	57	7	28	37	16	15	6,731
東 京		1,048	1,310	1,938	1,669	1,578	1,292	596	823	1,235	665	861	813	816	540	513	0	13	142	120	105	165	16,242
大 阪			2,129	3,333	1,100	650	624	482	501	465	518	280	412	474	291	309	10	52	59	14	13	56	11,772
北海道				990	2,510	1,320	1,102	817	908	1,590	1,356	1,151	1,275	1,001	985	1,011	0	354	868	1,057	759	783	19,837

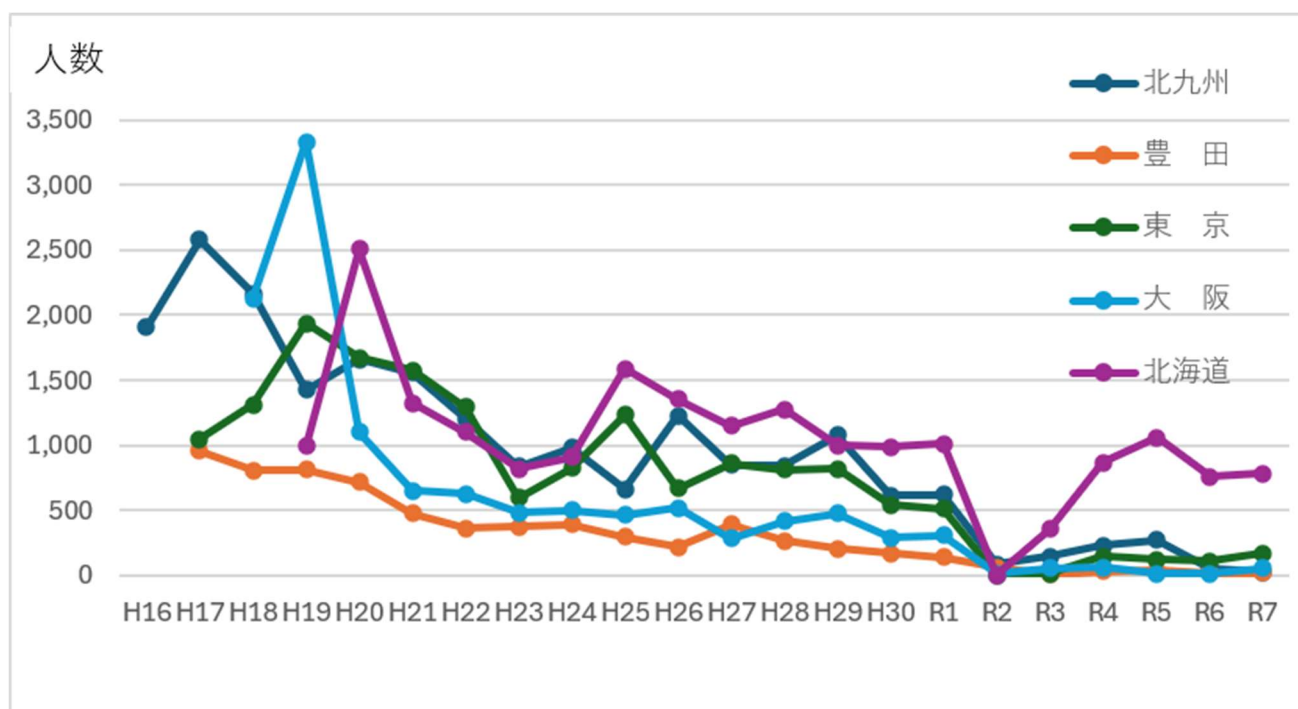


図 8 各 PCB 処理事業所の施設見学者数の推移

(3) 環境報告書の作成

環境配慮促進法第9条第1項の規定に基づき、毎年、前年度の環境配慮等の状況を環境報告書としてとりまとめて発行・公表している。令和7年度は9月に発行・公表し、ホームページ（<https://www.jesconet.co.jp/company/environment/envirorep.html>）に掲載するとともに、自治体等関係者・関係機関へ配布した。